

之儀、通行十二年、而濱漕舊有公船千二百餘、嘗專權得擅、於是害伏見船分其漕、不得加私利、數構事  
請廢、伏見船寶永中姑罷、伏見船俄失業者數千人、翁甚憂之、乃父子俱東、力請復其船、及北條侯爲尹、  
革諸敵政、時翁已卒、淨英後先副父翁共事、於是復具其利害上訴、尹侯審理欲再興之、享保中、携淨英  
東朝、具以聞、朝議復賜伏見公船大小二百艘、與舊船並漕、因令察舊船非法事上告、蓋並漕則各自相  
勵、不得擅一私加雇賃、雇賃賤、則行旅輸財、天下便之、不獨伏見居民成生、是國家惠政之意云、三年朝  
正拜上賜物諸依父前例、淨英剛毅持重、而才略亦不減先翁、亡何造船復行、嘗失業者皆盡鳩聚、行路  
相驩、而猶尙時爲舊黨所動搖、淨英乃據朝命執契不撓、屬者得依焉、享保甲寅、小堀侯來鎮、亦患其動  
搖相煽、於是淨英建白、以船隸鎮臺爲重、侯乃乞朝命許之、司其事如故、實寬保三年也。

### 和漢船用集二棹歌之事

御召の御座船には、櫂の歌を諷こと、和漢ともに同、船歌と云、初て聲を發するを歌出者と云、同音  
に謠者を歌組と云、櫂拍子に合て是を諷て祝する也、張平子西京賦に曰、齊棧女縱櫂歌發引和、校  
鳴葭奏淮南度陽阿、感河馮懷湘娥驚網螭憚蛟龍、注に發引和とは、言、一人唱餘人和也、是本邦に諷  
ふ所に同じ、一人唱は歌出者諷出すなり、餘人和すると云は歌組の者、同音に付て謠也。

〔土左日記〕九日○承平五年正月五夜、ふけて、西東も見えずして、てけの事、かぢとりの心にまかせつ、略中舟  
子かぢとりは、ふなうたうたひて、なにともおもへらず、そのうたふうた、

春の野にてぞ、ねをばなく、わがす、きにて、手をきる／＼つんだるなを、親やまほるらん、志う  
とめやくふらん、かへらや、夜べの菜を、そらごとをして、おぎのりわざをして、錢ももてこす、お  
のれだにこす、これならずおほかれど、か、す、

〔住吉物語〕尼君などつれて、河玄りをすぐれば、おかしうも行きちがふ船にのりたるものどもの、  
あやしき聲々して、つまも定めぬ岸のひめ松と歌ひて、こぎ行も、ならはぬ心ちしてあはれなり、